

都内中小規模事業所の  
省エネ対策によるCO<sub>2</sub>削減量を  
総量削減義務の対象事業所（大規模事業所）が活用できるしくみ

総量削減義務と排出量取引制度

# 都内中小クレジット

2011年（平成23年）4月  
◆東京都

# 総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジットの位置づけ

大規模事業所に対する  
温室効果ガス排出総量削減義務が2010年4月から開始

## 総量削減義務の履行手段

### 1. 自らで削減

高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など

### 2. 排出量取引

※2011年度から取引開始予定

都内中小クレジットは、  
大規模事業所が総量削減義務を履行する手段のひとつである排出量取引の対象となるクレジットです。

#### ①超過削減量

他の削減義務対象事業所が、義務量を超えて削減した量

#### ②都内中小クレジット（都内削減量）

都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量

#### ③再エネクレジット（環境価値換算量・その他削減量）

再生可能エネルギーの環境価値

#### ④都外クレジット（都外削減量）

都外大規模事業所の省エネ対策による削減量

## ■ 総量削減義務と排出量取引制度の概要

規模要件	前年度の燃料、熱及び電気の使用量が原油換算で年間1,500kℓ以上の中堅・大企業等の事業所 (一般的なオフィスビルであれば、概ね床面積2万m <sup>2</sup> ~3万m <sup>2</sup> 以上のものがこれに当たります。)														
	指定地球温暖化対策事業所	前年度のエネルギー使用量が原油換算1,500 kℓ以上	・毎年度、計画書を提出・公表する義務、 ・組織体制を整備する義務、 ・削減義務以上に自主的・主体的に削減する目標を設定する義務、 ・統括管理者、技術管理者の選任義務、 など												
対象者	対象となる事業所の所有者(原則)														
対象	事業所単位 ※エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合、それらを合わせて一事業所														
削減計画期間	5年間 ※第一計画期間：2010~2014年度、第二計画期間：2015~2019年度・・・														
総量削減義務の履行期限	計画期間終了後、1年間の整理期間の後、履行期限となる (例) 第一計画期間 														
削減義務率(第一計画期間)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>削減義務率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I-1</td> <td>オフィスビル等と地域冷暖房施設 (「区分I-2」に該当するものを除く。)</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>I-2</td> <td>オフィスビル等のうち、 地域冷暖房等を多く利用している事業所</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>区分I-1、区分I-2以外の事業所(工場等)</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table>			区分		削減義務率	I-1	オフィスビル等と地域冷暖房施設 (「区分I-2」に該当するものを除く。)	8%	I-2	オフィスビル等のうち、 地域冷暖房等を多く利用している事業所	6%	II	区分I-1、区分I-2以外の事業所(工場等)	6%
区分		削減義務率													
I-1	オフィスビル等と地域冷暖房施設 (「区分I-2」に該当するものを除く。)	8%													
I-2	オフィスビル等のうち、 地域冷暖房等を多く利用している事業所	6%													
II	区分I-1、区分I-2以外の事業所(工場等)	6%													
罰則	義務履行期限後に削減義務未達成の場合：措置命令(義務不足量×1.3倍の削減) 上記の命令の履行期限後に命令違反の場合：罰金(上限50万円)、違反事実の公表、 知事が命令不足量を調達しその費用を請求														

## 2

# メリットについて

中小規模事業所が  
本制度を活用して  
省エネ対策を実施する

## メリット

- ✓ 認定基準に適合した高効率な設備機器への更新等により、光熱費節減が促進
- ✓ 一定の省エネルギー対策実施と、CO<sub>2</sub>排出総量の削減により大規模事業所の総量削減義務に利用可能なクレジットとして認定

## 3

# 都内中小クレジットの申請者 及び対象となる事業所

## ■ 都内中小クレジットの対象事業所

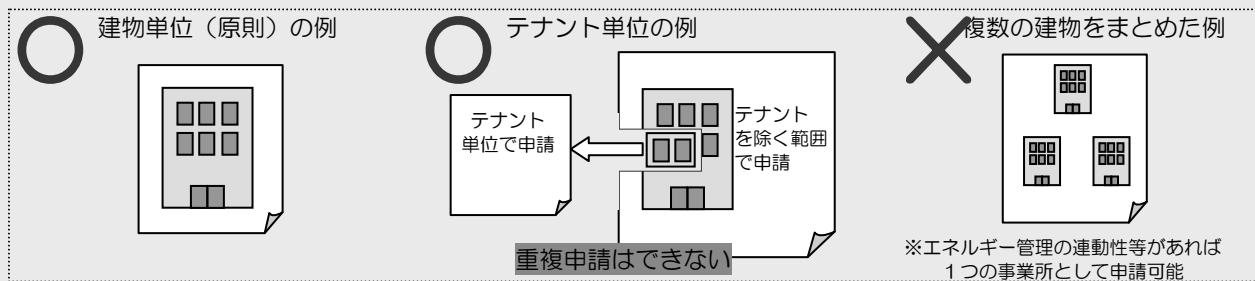
- ✓ 大規模事業所に対する総量削減義務と排出量取引制度における指定地球温暖化対策事業所以外の都内の事業所等（以下「中小規模事業所」という。）、かつ、
- ✓ 都内中小クレジットの削減量を算定する年度において、毎年度、当該事業所に係る地球温暖化対策報告書を東京都に提出している事業所等

### <地球温暖化対策報告書>

- ・前年度の温室効果ガス排出量、地球温暖化対策の実施状況等を記載
- ・毎年度8月末日（任意提出事業者は12月15日）が提出締め切り

## ■ 対象となる事業所の範囲

- ✓ 事業所範囲は、原則として建物単位
- ✓ エネルギー使用量が計量できることを条件としてテナント単位、区分所有者単位等建物の一部（建物オーナーの同意書が必要。重複申請は不可）
- ✓ 複数の建物等をまとめて1つの事業所としての申請は不可（エネルギー管理の連動性等があれば1つの事業所として申請可能）



## ■ 都内中小クレジットの申請者

- ✓ 中小規模事業所の設備更新権限を有する者、又は、
- ✓ 当該権限を有する者から、申請者となり、都内中小クレジット算定ガイドラインに従い申請等をすることによって、都内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得た者（同意書が必要）

設備更新権限を有する者の同意があれば、  
ESCO事業者、リース業者、設備業者、金融機関等が申請可能

参考 事務手続の代理

都への申請書等の提出事務を申請者とは別の者に委任することが可能（代理人届（委任状）が必要）

# 4

## 発行可能な削減量

### ■ 都内中小クレジット発行のための3条件

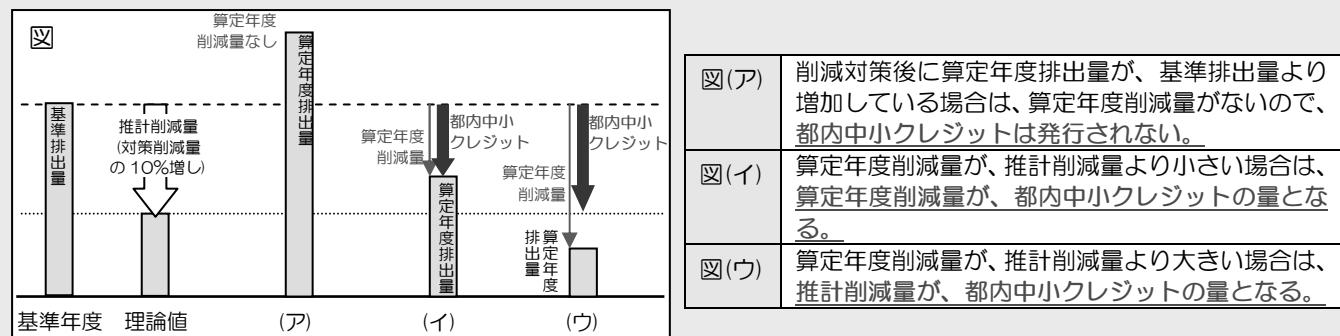
一定の設備更新対策を行い、かつ、対策実施後に基準排出量と比較して総排出量が削減されていることが都内中小クレジット発行の前提です。そのため、次の3つの条件を満たすことが必要です。

(1) 対策実施	認定基準に合致する省エネルギー対策を実施していること。
(2) 総量削減	(1)の対策の実施後、特定温室効果ガスの排出総量が基準となる年度の排出量より削減されていること。
(3) 検証	事業所範囲、エネルギー使用量、対策の実施等について、登録検証機関の検証を受けていること。

### ■ 都内中小クレジットの算定方法

総量削減をしていることが都内中小クレジット発行の条件であるため、都内中小クレジットは、基準となる年度の排出量（以下「基準排出量」という。）に比べて、対策実施後の算定年度の排出量（以下「算定年度排出量」という。）が減少している場合にのみ算定されます。下図（イ）又は（ウ）

加えて、対策実施が都内中小クレジット発行の条件であるため、対策実施により削減したであろう量（以下「推計削減量」という。）を超えた量は都内中小クレジットとして算定されません。下図（ウ）



基準排出量 (算定年度排出量)	基準年度（算定年度）における、実際のエネルギー使用量から計算された温室効果ガス排出総量 電気・都市ガスの例
	電気使用量 kWh → × CO <sub>2</sub> 排出係数 = トン 都市ガス使用量 m <sup>3</sup> → 熱量換算 × CO <sub>2</sub> 排出係数 = トン 購買伝票等から 使用量を記入
算定年度削減量	算定年度削減量 = 基準排出量 - 算定年度排出量
推計削減量	削減対策項目ごとの削減量（対策削減量）を合計した量の10%増しした値
対策削減量	対策による削減量（設備機器の定格能力、台数等又は対策後のエネルギー使用量を計量している場合はその値を都内中小クレジット算定書ツールに入力すると自動計算される。）

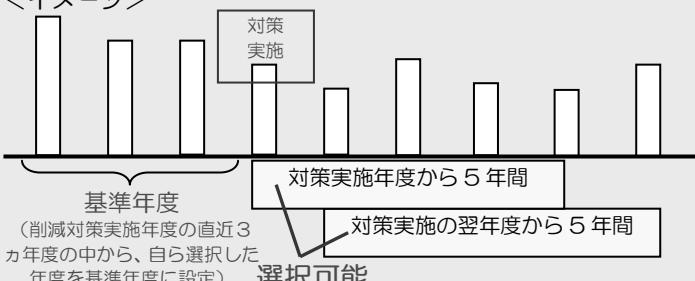
# 5

## 発行可能な期間

認定基準に規定する対策を実施した年度又はその翌年度から5年間、発行が可能です。

※2005年度以降に工事が完了したものに限る。ただし、削減量を算定できる期間は2010年度以降。

<イメージ>



注意 有効期間：都内中小クレジットには利用の有効期間があり、その有効期間を過ぎてからの申請はできません。

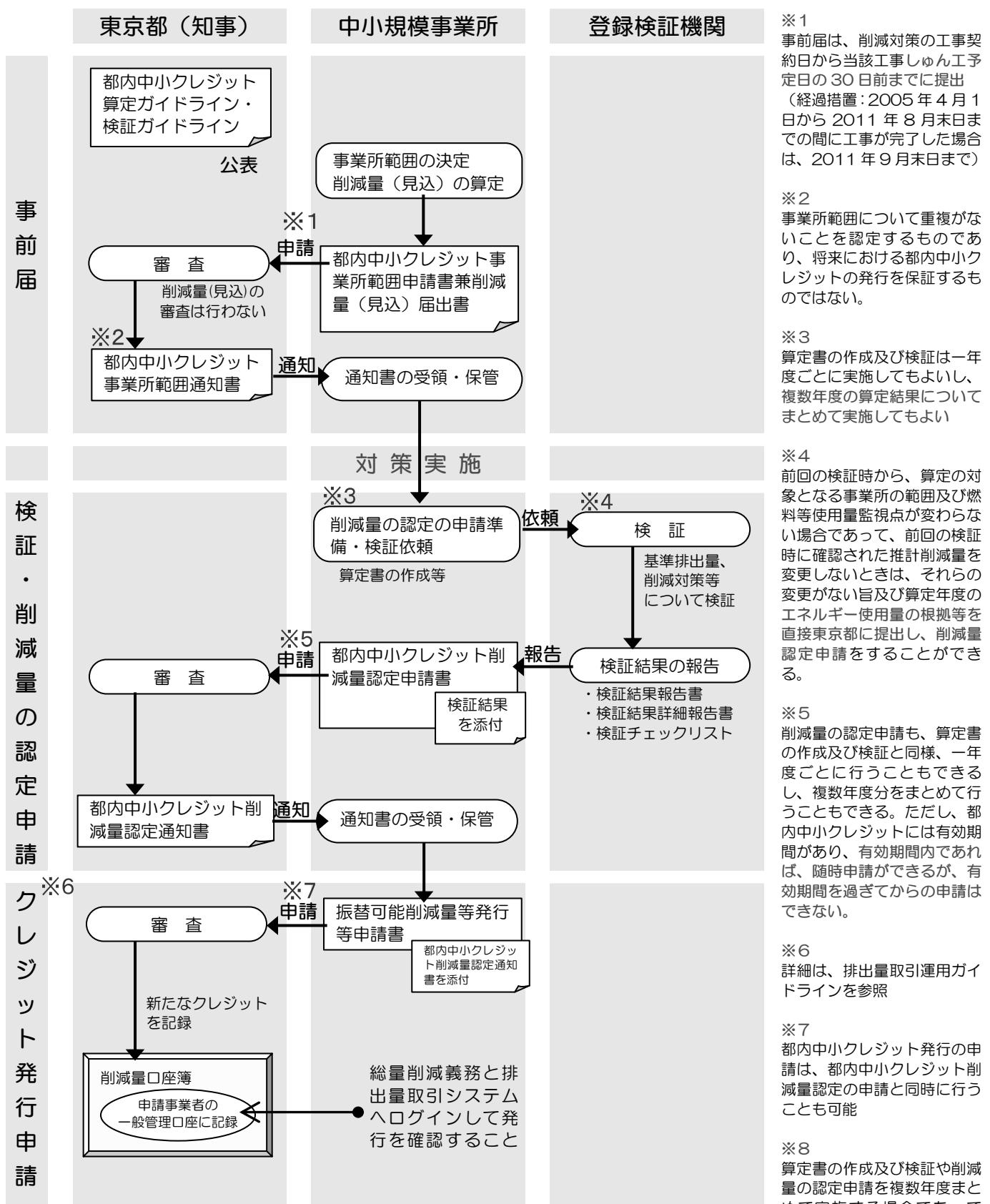
2010 年度から 2014 年度までの削減量	第一計画期間及び第二計画期間で利用可能
2015 年度から 2019 年度までの削減量	第二計画期間及び第三計画期間で利用可能

※ 第一計画期間：2010 年度から 2014 年度

※ 第二計画期間：2015 年度から 2019 年度

※ 第三計画期間：2020 年度から 2024 年度

事前届、検証・削減量の認定申請及びクレジット発行の段階でのフローは下図のとおりです。



**注意** 都内中小クレジットの削減量を算定する年度において、毎年度、提出が必要な地球温暖化対策報告書は、毎年度8月末日（任意提出事業者は12月15日）が提出締め切りとなっているので、注意してください。

# 提出書類

下表に、事前届時、検証時、削減量の認定申請時別に提出が必要な書類を記載し、新たに作成が必要な書類を [ ] で示しました。図面等は、事業所の状況により異なる場合がありますので、ご注意ください。  
右欄に「電子」と記載がある項目は、書類に加えて電子データも提出してください。

## ■ 事前届時

(1)都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書	(第一号様式)	電子
(2)都内中小クレジット申請に係る同意書		—
ア 設備更新権限を有しない者が申請を行う場合	(第四号様式) 都内中小クレジットの申請に係る同意書※設備更新権限を有する者が届出人	—
イ テナント等事業者が建物内の一部を事業所範囲とする申請を行う場合	(第五号様式) 都内中小クレジットのテナント・区分所有者等申請に係る同意書※建物オーナーが届出人	—
(3)中小規模事業所の概要と事業所範囲がわかる書類	事業所パンフレット(建物平面図が把握できるもの)、しゅん工図書、建築基準法による計画通知・確認申請・確認済証、防火対象物設置届出書のいずれか1つの写し。テナント等の申請の場合は各階平面図も必要	—
(4)削減対策項目に係る工事契約書の写し		—
(5)その他東京都が必要と認める書類		—

※ESCO の場合も(2)アの同意書の提出が必要

## ■ 検証時（東京都への提出ではなく、検証機関への提示）

(1)都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書（第一号様式）の写し	事前届時に提出したものとの写し	—
(2)都内中小クレジット事業所範囲通知書	事前届時に東京都から通知された書類	—
(3)都内中小クレジット算定書	(第三号様式)	電子
(4)中小規模事業所の概要と事業所範囲がわかる書類	事前届時の(3)と同じ	—
(5)エネルギー使用量が確認できる購買伝票等	エネルギー供給会社からの領収書、請求書等	—
(6)削減対策項目の実施前（附帯条件がある場合）及び実施後の内容が分かる書類		—
実施前（附帯条件がある場合）	実施前の設備機器等の設置年度・仕様が分かるしゅん工図書、機器完成図、承諾図書等※ ない場合は、実施前の設備機器等の工事記録写真（設置状況写真、取外し後写真、設置年・型番写真）。写真もない場合は、メーカー又は施工業者（対策前又は対策後の設備機器の施工業者）の有印の証明書	—
実施後	実施後の設備機器等の設置年度・仕様がわかるしゅん工図書、機器完成図、承諾図書等※ ない場合は、実施後の設備機器等の工事記録写真（設置状況写真、取り付け前写真、設置年・型番写真）。写真もない場合は、工事記録、工事工程表又は工事完了届	—
(7)2回目以降の検証の場合にあっては、前回までの検証の検証結果報告書（検証機関が作成したもの）の写し	前回までの検証の検証結果報告書（検証機関が作成したもの）の写し	—
(8)対策後のエネルギー使用量を使用する場合にあっては、計量実績等を示す書類	計量器の仕様、設置方法等がガイドラインに定める要件に満足していることを示す書類	—

※対策が制御の場合、制御内容の記載された仕様書等

## ■ 削減量の認定申請時

(1)都内中小クレジット事業所範囲通知書の写し	事前届に対し、東京都から送付された通知書	—
(2)都内中小クレジット削減量認定申請書	(第二号様式)	電子
(3)都内中小クレジット算定書	(第三号様式) ※検証時の(4)と同じ（検証機関により修正を指摘された場合は修正したもの）	電子
(4)検証結果報告書	検証機関が作成したもの	—
(5)検証結果詳細報告書	検証機関が作成したもの	—
(6)検証チェックリスト	検証機関が作成したもの	—
(7)中小規模事業所の概要と事業所範囲がわかる書類	事前届時から変更がなければ事前届時の(3)と同じ	—
(8)その他東京都が必要と認める書類		—

※ガイドライン第3部第2章 3 (2)に定めるところにより、検証を受けていないときは、(4)から(6)までに代えて、次の(9)及び(10)(9)前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲、燃料等使用量監視点及び推計削減量が変わらないことの誓約書(10)算定年度のエネルギー購買伝票等の写し

# 都内中小クレジットの 対象となる削減対策と附帯条件（認定基準）

都内中小クレジット発行の対象となる削減対策は、都が定める認定基準に合致した削減対策のみです。

認定基準には、削減対策の性能等のほかに、対策前の条件や対策前の機器の設置年の条件など附帯条件が決められており、都内クレジット発行申請（又は申請予定）に当たっては、十分に注意してください。

削減対策項目 (裏表紙参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 高効率機器、省エネ制御等の設備を導入する対策</li> <li>✓ 運用対策は原則として対象外（ただし、省エネルギー改修工事に伴う運用改善努力は削減量算定の中で考慮）</li> </ul>																			
対策内容	<p>削減対策項目ごとに、具体的な対策内容が示されている。</p> <p>（例）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top; padding: 5px;">高効率パッケージ形空調機の導入</td> <td style="width: 70%; vertical-align: top; padding: 5px;">           (1) パッケージ形空調機の屋外機又は熱源機の定格 COP が表 2.2.4 に定める水準以上の場合を対象とする。ただし、追加設置機器の場合は対象外とする。  <b>表 2.2.4 パッケージ形空調機の認定水準</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 90%;">冷暖房平均 COP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気式パッケージ形空気調和機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 超、4kW 以下</td> <td>3.65</td> </tr> <tr> <td>直吹型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下</td> <td>3.96</td> </tr> <tr> <td>電算室用</td> <td>2.3*</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>3.50</td> </tr> <tr> <td>ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機</td> <td>1.30</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>		高効率パッケージ形空調機の導入	(1) パッケージ形空調機の屋外機又は熱源機の定格 COP が表 2.2.4 に定める水準以上の場合を対象とする。ただし、追加設置機器の場合は対象外とする。 <b>表 2.2.4 パッケージ形空調機の認定水準</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 90%;">冷暖房平均 COP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気式パッケージ形空気調和機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 超、4kW 以下</td> <td>3.65</td> </tr> <tr> <td>直吹型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下</td> <td>3.96</td> </tr> <tr> <td>電算室用</td> <td>2.3*</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>3.50</td> </tr> <tr> <td>ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機</td> <td>1.30</td> </tr> </tbody> </table>	種別	冷暖房平均 COP	電気式パッケージ形空気調和機		壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下	4.9	壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 超、4kW 以下	3.65	直吹型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下	3.96	電算室用	2.3*	上記以外のもの	3.50	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	1.30
高効率パッケージ形空調機の導入	(1) パッケージ形空調機の屋外機又は熱源機の定格 COP が表 2.2.4 に定める水準以上の場合を対象とする。ただし、追加設置機器の場合は対象外とする。 <b>表 2.2.4 パッケージ形空調機の認定水準</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 90%;">冷暖房平均 COP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気式パッケージ形空気調和機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 超、4kW 以下</td> <td>3.65</td> </tr> <tr> <td>直吹型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下</td> <td>3.96</td> </tr> <tr> <td>電算室用</td> <td>2.3*</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>3.50</td> </tr> <tr> <td>ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機</td> <td>1.30</td> </tr> </tbody> </table>	種別	冷暖房平均 COP	電気式パッケージ形空気調和機		壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下	4.9	壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 超、4kW 以下	3.65	直吹型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下	3.96	電算室用	2.3*	上記以外のもの	3.50	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	1.30			
種別	冷暖房平均 COP																			
電気式パッケージ形空気調和機																				
壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下	4.9																			
壁掛型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 超、4kW 以下	3.65																			
直吹型（マルチタイプは除く。）冷房能力 3.2kW 以下	3.96																			
電算室用	2.3*																			
上記以外のもの	3.50																			
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	1.30																			
附帯条件 対策実施前の状況把握が必要	<p>削減対策項目により、次の附帯条件が設定されている場合がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top; padding: 5px;">対策前の条件</td> <td style="width: 70%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策前に導入されていない場合に限る。</li> <li>・設備容量の増強などのために台数を増設したときの追加分の設備機器は対象外とする。</li> <li>・省エネ制御の導入については、追加されたものを対象とし、既に導入済みの制御を老朽化等に伴い更新する場合は対象外とする。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">更新周期による条件</td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">           近年普及している高効率機器の導入については、一般的な更新周期を考慮して設備ごとに設定し、それより早く更新した場合のみ対象            本条件は、平成 27（2015）年 4 月 1 日以降に工事が完了した削減対策に適用する。            （高効率パッケージ形空調機 18 年、蛍光ランプ Hf18 年、高輝度型誘導灯 18 年、JEM 高効率変圧器 25 年、エレベーターの省エネ制御 25 年）         </td></tr> </table>		対策前の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策前に導入されていない場合に限る。</li> <li>・設備容量の増強などのために台数を増設したときの追加分の設備機器は対象外とする。</li> <li>・省エネ制御の導入については、追加されたものを対象とし、既に導入済みの制御を老朽化等に伴い更新する場合は対象外とする。</li> </ul>	更新周期による条件	近年普及している高効率機器の導入については、一般的な更新周期を考慮して設備ごとに設定し、それより早く更新した場合のみ対象 本条件は、平成 27（2015）年 4 月 1 日以降に工事が完了した削減対策に適用する。 （高効率パッケージ形空調機 18 年、蛍光ランプ Hf18 年、高輝度型誘導灯 18 年、JEM 高効率変圧器 25 年、エレベーターの省エネ制御 25 年）														
対策前の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策前に導入されていない場合に限る。</li> <li>・設備容量の増強などのために台数を増設したときの追加分の設備機器は対象外とする。</li> <li>・省エネ制御の導入については、追加されたものを対象とし、既に導入済みの制御を老朽化等に伴い更新する場合は対象外とする。</li> </ul>																			
更新周期による条件	近年普及している高効率機器の導入については、一般的な更新周期を考慮して設備ごとに設定し、それより早く更新した場合のみ対象 本条件は、平成 27（2015）年 4 月 1 日以降に工事が完了した削減対策に適用する。 （高効率パッケージ形空調機 18 年、蛍光ランプ Hf18 年、高輝度型誘導灯 18 年、JEM 高効率変圧器 25 年、エレベーターの省エネ制御 25 年）																			

## ◆お問い合わせ先 「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口（ヘルプデスク）

東京都環境局都市地球環境部総量削減課

住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号都庁第二本庁舎 8 階中央

電話：03（5388）3438、FAX：03（5388）1380

Eメール：[t-credit01@kankyo.metro.tokyo.jp](mailto:t-credit01@kankyo.metro.tokyo.jp)

URL [http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/cap\\_and\\_trade/measure/credit/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/measure/credit/index.html)

※ご質問は電子メール（又はファックス）でお寄せください。

## 参考ホームページ（URL）

総量削減義務と排出量取引制度 [http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/index.html)

登録検証機関 [http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/authority\\_chief/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/authority_chief/index.html)

地球温暖化対策報告書制度 <http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/index.html>

東京都地球温暖化対策情報メールマガジン <http://www.mag2.com/m/0000195977.html>

# ◆都内中小クリエジット事業化に向けてへ

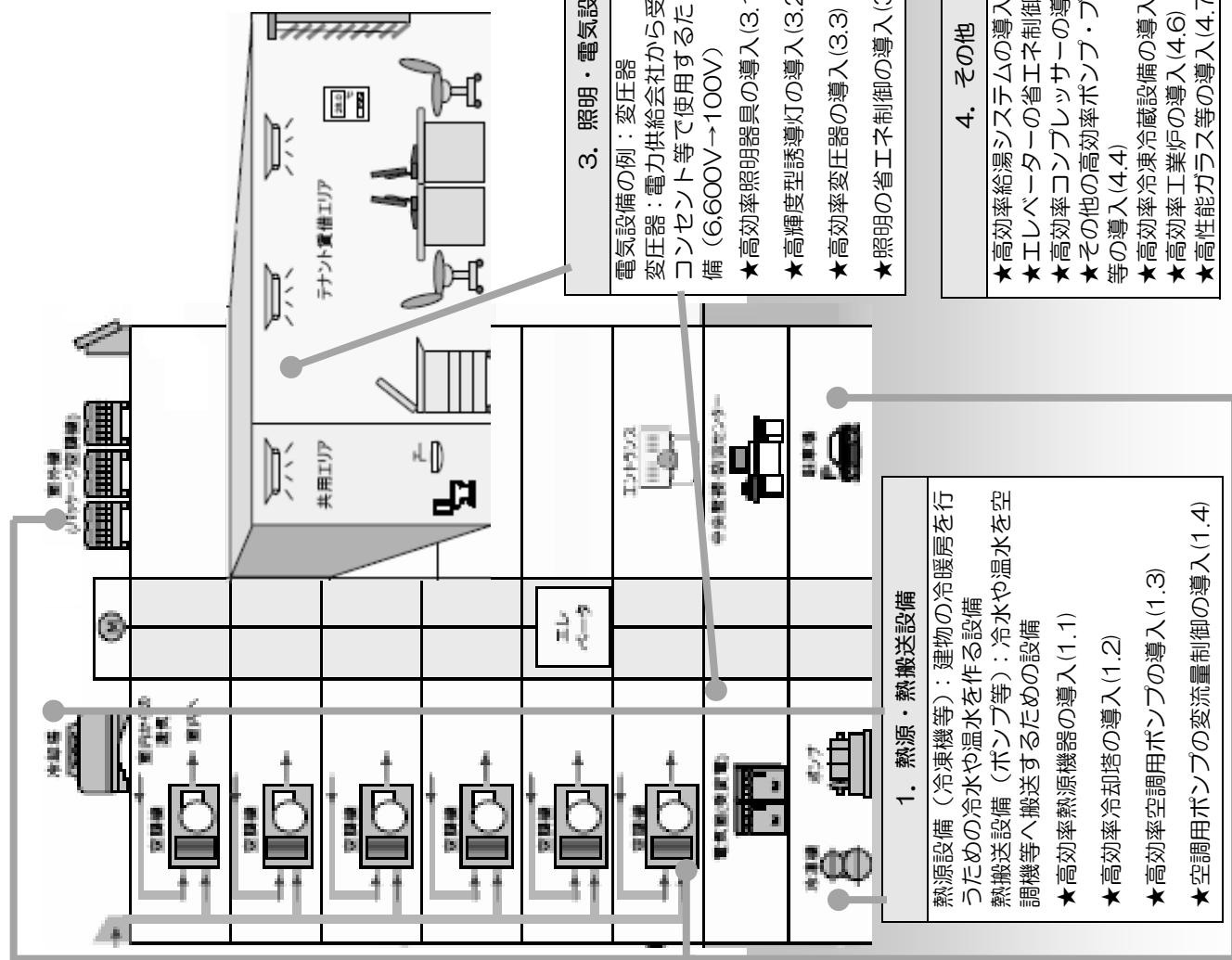
## 対象事業所等

- 総量削減義務制度の対象でない事業所
- エネルギー使用量が計量できればテナント単位等でも申請可（要同意書）
- ESCO 事業者等も申請可（要同意書）

## 発行するには・・・

- 算定期度において毎年度、地球温暖化対策報告書を提出
- 都が定める認定基準を満たした削減対策を実施し、  
エネルギー使用量に基づく CO<sub>2</sub> 排出総量が減少  
(要検証)
- 工事しゅん工予定日の 30 日前までに事前工  
(経過措置あり)

⇒最大5年間分の削減量が  
クリエジット発行対象



※ ( ) 内の数字は、認定基準に記載されている対策ごとの番号です。